

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第21回



株式会社 飯島綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 給与所得控除の損金不参入改正案について教えてください。

A

2006年度税制改正大綱で、あまりマスコミに取り上げられないが重大な改正案といえるのが、いわゆる「給与所得控除の損金不算入」という案です。改正案の概要は、

「支払った役員報酬のうち、給与所得控除に相当する金額については損金不算入になる」、ただこれだけ。要は、役員といえども所得税の給与所得控除は従来通り認め、それまでは法人税も経費として損金処理できたが、改正後は結果的にそれを認めない（別表加算）というものです。

その適用会社を見ると、ほぼ、中小企業を狙い撃ちした内容です。「社長一族が株式の90%以上を所有し、かつ常勤役員を過半数を社長一族で占めている場合」で、その役員に支給する給与が対象となります。資本と経営が見事に分離している大企業には、全く無縁な話であり、中小企業、その多くを占める同族会社に適用される改正です。ただし、若干の救いは、税法には多くの場合、その適用を除外する規定が盛り込まれていることでしょう。それは以下の通りです。

- (1) 同族会社の所得等の金額（※1）の直前3年間の平均額が800万円以下である場合
- (2) 所得等の金額の直前3年間の平均額が800

万円超3000万円以下であり、かつ、その平均額に占める給与額の割合が50%以下である場合

（※1 所得等の金額：所得の金額とその役員に対して支給された給与の額の合計額以上）

まず貴社が判断すべきは、社長一族の所有する株が、9割を占めているかどうかと、常勤する役員を過半数か否か。これは、ほとんどの中小企業が該当するかもしれない要件です。さらに所得金額が800万円あったかどうか、しかも3年間に渡ってどうだったかを見なければなりません。更に、仮に800万円を超えても、3000万円以上だったか否か、そして、経営者一族に支払っている給与の総額が50%を超えているか否かで判断します。適用会社であれば、明らかに法人税の増税になります。

この改正案の背景は、会社法等の施行による安易な実質租税回避を目的とした新会社の設立を防ぐことと、以前から議論のあった所得税と法人税の二重損金性の否認、そしてコーポレートガバナンス的思想の徹底と推測されるでしょう。さてその対策は？ 現実的に考えて、流通性のない株を分散させる方法よりは、常勤役員数の改善策を選択されたいが、是非、顧問税理士と相談することをお勧めします。

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島綜研

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F
TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>

当社はISOを取得しています

